

令和7年度事業計画

第1 事業方針等

1 宮崎県の犯罪情勢

令和6年中の刑法犯認知件数は、4, 277件で、前年比+63件とさらに増加し、特に知能犯と風俗犯が増加した。

今後、更なる増加傾向とならないためにも、警察など関係機関・団体と防犯ボランティアが一体となって、地域に根差した防犯活動に取り組んでいく必要がある。

さらに、特殊詐欺の年間総被害額が約2億と高止まりし、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害総額が約9億円となるなど、極めて憂慮する事態となったほか、凶悪事件に発展するおそれのある子供・女性に対する声かけ等の脅威事犯やDV・ストーカー事案、サイバー犯罪など、私たちの日常生活を脅かす犯罪が依然として発生しており、地域の安全安心を確保するためには、なお一層の努力が求められている。

○ 刑法犯認知件数（対前年比）

区 分	令和6年	令和5年	増 減	罪 種
総 数	4, 277	4, 214	63	
凶 悪 犯	51	56	-5	殺人、強盗、放火、不同意性交等
粗 暴 犯	332	331	1	凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝
窃 盗 犯	2, 924	2, 988	-64	窃盗
知 能 犯	394	292	102	詐欺、横領、偽造、汚職、背任等
風 俗 犯	128	66	62	賭博、不同意わいせつ等
そ の 他	448	481	-33	住居侵入、器物損壊等上記以外の罪種

◇ 子供や女性を対象とした声かけ等脅威事犯の認知件数～297件（前年比+38件）

◇ DVの相談件数～947件（前年比+9件）

◇ ストーカーの相談件数～490件（前年比-39件）

2 事業方針

本県の犯罪情勢を踏まえ、令和7年度は警察、自治体をはじめ関係機関・団体、防犯ボランティア等と連携を図りながら、民間防犯組織の中核として、犯罪のない安全で安心して生活できる宮崎県の実現を目指して、公益目的事業の地域安全活動事業、自転車防犯登録事業及び風俗環境浄化事業並びに収益事業の遊技機不正防止対策事業等を推進する。

第2 事業計画

事業	事業項目	推進内容
1 地域安全活動事業	(1) 地域安全活動推進・支援事業	ア 広報啓発活動の推進 「自分達のまちの安全は自分達で守る」という県民の防犯意識の高揚と地域安全活動への参加意識を高めるための広報啓発活動を推進する。 ○ 県防連広報紙の発行 ・防犯みやざき（季刊） ・みんなでつくろう安心の街（年6回） ○ 全防連広報誌の配布 ・安心な街に（月刊） ○ 県防連ホームページ、ラジオ等の各種広報媒体を活用した防犯啓発活動の推進 イ 地域安全活動の推進 地域の犯罪情勢に応じて、地域住民、警察、自治体、その他防犯に関係する機関・団体と連携を図りながら、地域に根差した地域安全活動を推進する。 ウ 地域安全活動への支援 主な支援事業は、次のとおり。 ○ 県内12地区防犯（地域安全）協会に対して、各地域内に存する賛助会員から納入された賛助金の総額の概ね21%の額を、各協会が行う地域安全活動資金の一部となるよう助成する。 ○ 県内13地区を「地域の安全・安心活動推進モデル地区」に指定して、地域安全活動に必要な帽子、腕章、ベスト、のぼり旗等の防犯活動用物品を支給、助成する。 ○ 防犯啓発用の小冊子、ポスター、チラシ、グッズ等の提供、防犯DVDの貸出し等により地域安全活動を支援する
	(2) 地域安全運動普及事業	ア 地域安全運動の実施 県民の防犯意識の高揚と地域安全活動への参加促進を図るため、次の地域安全運動を実施する。

		○ 全国地域安全運動 10月11日から10月20日までの 10日間 ○ 宮崎県独自の地域安全運動 春・夏・年末年始の季節ごとに実施 イ 「安全で安心なまちづくり県民のつどい」 の開催 全国地域安全運動の一環として、県民の防犯意識高揚と地域安全運動への参加促進を図るため、県及び警察等の関係機関・団体との共催で「安全で安心なまちづくり県民のつどい」を開催する。 ウ 防犯ポスター・青パト活動写真の募集 地域安全運動の周知を図るために、広く県民から防犯ポスター、青パト活動写真の募集を行う。 ○ 全国及び宮崎県コンクールの実施 ○ 地域安全運動用ポスター・チラシ等に掲載して広報啓発活動に活用 エ 防犯功労者・団体等の表彰 永年の防犯活動に功労のあった個人や団体に対する表彰のほか、防犯ポスター等の優秀作品応募者に対する表彰を行う。
	(3) 少年健全育成事業	ア 少年の非行防止と健全育成活動の推進 警察、教育関係の機関・団体と連携して、将来を担う少年の非行防止と健全育成を図るための防犯教室等の開催を支援するとともに、少年警察ボランティア団体等と連携した少年の健全育成活動等を支援し、推進する。 ア 広報啓発活動の推進 少年の非行防止と健全育成のための広報啓発活動を推進する。 ○ 広報紙等を活用した犯罪情勢・防犯情報の発信 ○ 関係機関・団体主催の行事等への参加

	(4) 薬物乱用防止啓発事業	ア 覚せい剤等薬物乱用防止の推進 覚せい剤や麻薬・大麻等の薬物乱用が後を絶たないことから、薬物乱用防止の広報啓発活動を推進するとともに、関係機関・団体と連携して薬物乱用根絶に向けた社会環境づくりを推進する。 イ 薬物乱用防止月間における広報啓発活動の実施 関係機関で実施する「薬物乱用防止月間」（６月～７月）にあわせて、薬物乱用防止活動に参加して薬物乱用防止の広報啓発活動を支援し、推進する。 ウ 小中高校生対象の薬物乱用防止教室の開催支援 関係機関・団体と連携して、薬物乱用防止教室の開催を支援するとともに、薬物乱用防止のための広報啓発活動を推進する。
	(5) 高齢者被害防止事業	ア 高齢者の犯罪被害防止対策の推進 警察、各地区防犯（地域安全）協会及び関係機関と連携し、高齢者宅訪問や高齢者対象の防犯講話など、高齢者を犯罪から守るための広報啓発活動を支援し、推進する。 イ 関係機関・団体と連携した被害防止活動の推進 高齢者を狙った特殊詐欺や悪質商法による被害が後を絶たないことから、高齢者に関係する機関・団体と連携した被害防止対策を支援し、推進する。 ウ 被害防止のための資料等の提供 悪質・巧妙な特殊詐欺等の被害から高齢者を守るための防犯啓発資料の提供や防犯ＤＶＤの貸出しを行う。
	(6) 暴力排除啓発事業	ア 暴力を排除するための広報啓発活動の推進 警察、関係機関・団体と連携し、社会から暴行・傷害をはじめＤＶ、ストーカー等の暴力犯罪を根絶するため、「いかなる小さな暴力も許さない」という暴力排除意識の高揚を図るための広報啓発活動を支援し、推進する。

2 自転車防犯登録事業	(1) 自転車盗難防止及び自転車防犯登録の推進	ア 自転車盗難防止活動の推進 自転車の盗難防止対策として、「鍵かけ」「二重ロック」運動を推進するとともに、広報紙、ポスター・チラシ、ホームページ等を活用した広報啓発活動を推進する。 イ 自転車防犯登録の普及促進 自転車の盗難防止と早期発見を目的とする自転車防犯登録の普及促進を図るため、キャンペーンや各種広報媒体を活用した広報啓発活動を推進する。 ウ 自転車販売店と連携した防犯登録業務の早期確立 防犯登録システムの早期確立のために、自転車販売店と連携して、迅速的確な事務処理を推進する。
3 風俗環境浄化事業	(1) 風俗営業所管理者講習事業及び風俗営業所調査業務	ア 受託事業の適正な推進 県公安委員会からの受託事業である風俗営業所管理者講習及び風俗営業の許可、承認申請等に伴う調査業務を適正に推進する。 イ 少年の健全育成活動への支援 風俗環境浄化活動の一環として、風営適正化法により、県公安委員会から委嘱された少年指導委員の活動を支援する。
4 遊技機不正防止対策事業	(1) 遊技場営業の適正化推進	ア 遊技場への立入検査 宮崎県パチンコ・パチスロ協同組合に設置された「宮崎県不正防止対策委員会」の検査員として、県内の遊技場に対する立入検査を随時行い、不正遊技機の排除や犯罪防止等、営業の健全化を支援する。